

市場事業経営計画書

山口県 岩国市
市場事業特別会計

第 1 計画期間

本経営計画の計画期間は、平成 26 年度から令和 2 年度までの 7 年間とする。

第 2 経営の健全化の基本方針

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

岩国市地方卸売市場は、市民の日々の食生活に欠かすことのできない生鮮食料品の流通拠点として、消費者のニーズに応じた迅速かつ効率的な集荷や分荷、公正で透明性の高い価格形成及び生鮮食料品の安定供給などの重要な役割を担っており、本事業において、この適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資することを目的とする。

【岩国市地方卸売市場の沿革】

本市場は、生鮮食料品等の流通圏の確立を図るため、市政 10 周年を契機に岩国市三笠町一丁目に建設が計画された。昭和 26 年から 2 ヶ年の建設工事を経て、青果部、水産物部及び店舗部からなる総合卸売市場としての形態を整え、昭和 28 年に業務を開始した。

昭和 43 年に国の示す「公設地方拠点市場施設整備事業実施要領」に基づき、昭和 44 年に旧施設を解体し青果部卸売施設を建設、昭和 45 年には水産物部卸売施設と関連事業店舗を新設して、昭和 46 年の「卸売市場法」の制定により、岩国市地方卸売市場として整備された。

その後、本市場を取り巻く環境の変化により、市場施設が狭隘となるなど、その機能を十分に発揮できない状況となった。山口県東部流通圏の拠点市場として更に需給調整機能を発揮し、地域住民の食生活の安定を図るため、第 4 次山口県卸売市場整備計画に基づき、昭和 61 年度から現在の岩国市尾津町五丁目に移転整備を進め、平成 4 年 3 月に竣工、同年 10 月から業務を開始し現在に至る。

【岩国市地方卸売市場の概要】

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ① 名 称 | 岩国市地方卸売市場 |
| ② 所 在 地 | 岩国市尾津町五丁目 11 番 1 号 |
| ③ 開 設 者 | 岩国市 |
| ④ 開設許可 | 平成 4 年 10 月 12 日 山口県知事許可 農開第 36 号 |

- ⑤ 開場状況 (1)開場日
日曜日、祝日、1月1日から1月4日、水曜日の一部
以外の毎日
・2019年の年間開場日数
青果部 254 日、水産物部 255 日
- (2)開場時間
午前3時から午後3時
- (3)せり（相対）開始時刻
青果部 午前6時（午前4時）
水産物部 午前6時（午前5時）
- ⑥ 取扱品目 青果部…野菜、果実及びこれらの加工品、花き
水産物部…生鮮水産物及びその加工品
- ⑦ 供給人口 【青果物】197,000人（2市4町）
【水産物】262,000人（3市5町）
（第10次山口県卸売市場整備計画H32年度想定人口より）

<用語説明>

相 対…せり取引によらず、卸売業者と仲卸業者が一对一对で個別に販売価格の交渉
を行う取引のこと。

2市4町…岩国市、柳井市、周防大島町、上関町、平生町、和木町

3市5町…岩国市、柳井市、光市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町、和木町

⑧ 市場関係者

R元.5.1現在

業 種	水産物部	青 果 部	そ の 他	計
卸 売 業 者	1	2		3
仲 卸 業 者		4		4
売買参加者（人）	91	63		154
買 出 人（人）			41	41
関連事業者			14	14
計	92	69	55	216

⑨ 市場施設

○ 敷地面積：97,014 m²

○ 建物面積：18,759 m²

施 設 名		面 積 (㎡)	構 造 等
卸 売 場	青果	2,842	鉄筋コンクリート造
	水産	990	〃
仲卸売場	青果	1,457	〃
	水産	484	〃
買荷保管積込所	青果	891	〃
	水産	334	〃
倉 庫	青果	305	鉄骨造
	水産	558	〃
	その他	1,844	木造・鉄骨造
冷 蔵 庫	青果	960	鉄骨造（収容量 680 t）
	水産	393	鉄筋コンクリート造 （収容量 437 t）
駐 車 場		21,898	収容台数 971 台
管理事務所		1,357	鉄筋コンクリート造
業者事務所		2,167	〃
包装加工所		472	鉄骨造
加 工 所		1,005	〃
バナナ加工所		376	〃（収容量 384 カートン、3 室）
関連商品売場		2,324	鉄筋コンクリート造

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

岩国市地方卸売市場の流通圏内における生鮮食料品の近年の市場経由率は、約 50%と全国平均と同程度の水準を維持しており、本市場の持つ市民への生鮮食料品の安定供給、このための集荷・分荷あるいは公正な価格形成といった公共的機能、地場農水産物の出荷者や市内中小小売業者の保護のための公的な出荷・仕入先としての役割などを踏まえると、本市場事業が市民生活の向上に必要な事業であり、公営企業として実施することが望ましい。ただし、より効率的な事業運営を図

るため、指定管理者制度をはじめ民間的経営手法の導入など、経営の抜本的な改革についての研究や検討は経営状況を見ながら行うこととする。

また、令和2年6月21日の「卸売市場法」の改正、施行により、地方卸売市場の開設が県知事の許可制から認定制に変更されることに伴い、当該改正法施行日以降、本市場が「岩国市地方卸売市場」と称し事業を実施していくため、当該法改正に基づき改正した条例（業務規程）を添付した認定申請を行うこととする。

(3) 組織、定員及び給与に関する事項

① 組織

平成18年度から、本来の市場管理部署に加え、地場農水産物の市場出荷を促進し、市場供給率を高めるための産地振興や地産地消などを推進する部署を新たに設け、生産から流通、販売及び消費に至るまで一貫した体制づくりを行うこととし、課名を「流通課」から「生産流通課」に変更した。

今後も、健全かつ効率的な市場運営と地場農水産物の市場供給率の向上のための流通促進策を連係して行い、積極的に市場の活性化を図っていく。

② 定員管理

令和元年度から令和4年度までを計画期間とする「行政経営改革プラン」に基づき、事業規模に即した適正な定員を確保する。

③ 給与

本事業は、特別会計として運営されており、給与水準及び職員の処遇については、一般会計の制度に準ずることとする。

(4) 投資に関する事項

本市場施設は、平成4年に移転建設して以降22年が経過した時点で、特に冷凍・冷蔵設備や空調設備などの設備の老朽化が著しく、この修繕費も年々かさみ、本事業の運営に支障をきたしていたことから、これらの改修・更新は緊急の課題であった。平成21年度に策定した「岩国市市場事業経営健全化計画」が、平成24年度をもって完了し、資金不足額が解消したことを受け、平成26年度に策定した「市場施設改修基本計画」に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間で、ランニングコスト削減のための省電力設備等の付加機能の設置を含む老朽施設の年次計画的な改修・更新を行っている。

(5) 料金その他の収入に関する事項

① 使用料収入の増収、確保

地場野菜の消費拡大や魚食普及の取組などを通じ、市場経由率を向上させるとともに、空き店舗の解消や未利用地の有効利用により、使用料収入の増収を図る。

また、市場内業者の撤退による使用料収入の大幅な減少を食い止め、本事業を維持していくため、経済情勢や事業の収支状況を見ながら、資金不足額を生じさせない範囲内で使用料単価の見直しについて検討し、使用料収入の確保・維持に努める。

【参考】使用料収入の状況（過去5年）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
金額（千円）	100,894	93,070	98,226	90,196	91,035
対前年度比較	△3,615	△7,824	5,156	△8,030	839

② 施設改修に係る財源

平成 26 年度に策定した「市場施設改修基本計画」により実施してきた老朽施設の改修等による建設改良に係る費用は、平成 30 年度までの 4 年間で約 900,000 千円である。この財源として、平成 27 年度は国の交付金、平成 28 年度は国の交付金と地方債、更に平成 29 年度以降はすべて地方債を充当し、費用の平準化を図っている。

(6) 一般会計からの繰入金に関する事項

平成 21 年度に策定した「岩国市市場事業経営健全化計画」に基づく一般会計からの計画的な繰入金により、平成 24 年度をもって平成 4 年度からの移転建設費負担に伴う資金不足額は解消したが、平成 28 年度までは地方債の償還が残っていたため、収支均衡相当分の繰入を行ってきた。

地方債の償還が完了した平成 28 年度以降については、本市場内取引の公正を期するための指導監督及びその他流通改善対策等に要する経費として、国の示す基準に基づき、営業費用の 30 パーセントを一般会計から繰入れている。

【参考】一般会計からの繰入金の状況

【単位：千円】

年度	H3～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
金額	5,532,411	668,000	668,000	1,388,000	401,862	174,171	171,346
備考	合計	← 経営健全化計画期間 →					

H27	H28	合計	H29	H30	R 元以降
98,811	53,533	9,156,134	29,441	29,148	
	移転建設に係る地方債償還完了	H3～H28 移転建設費償還期間合計	・営業費用の 30%	・営業費用の 30%	・営業費用の 30% ・施設整備事業債元利償還金の 1/2

(7) 経営基盤の強化に関する事項

① 組織の活性化と人材育成

本市場が健全な経営を行っていくため、経営管理や流通制度に精通した人材の育成及び適正配置など、令和元年度から令和4年度までを計画期間とする「行政経営改革プラン」に基づき、人事面における対策を積極的に講じていくものとする。

② 市場（流通）環境の整備

本市場が公営企業として継続的かつ安定的な経営を続けるため、農水産物の生産振興関係部署等との連携による市場出荷の促進など、国・県、関係機関及び本市一般会計事業との相互協力を図っていく。

また、平成26年度に策定した「市場施設改修基本計画」の優先順位に基づき、主に老朽化した施設を対象に年次計画的な改修を行い、施設面における経営基盤の強化を図ってきた。最終年度である令和元年度の施設整備事業の実施以降は、「公共施設個別施設実施計画」に基づく建物本体の耐用年数を勘案した本市場施設全体の予防保全計画を策定し、更なる長寿命化を図るものとする。

③ 資産の有効活用

空き店舗の解消、有効活用及び未利用地の有効利用等、資産を有効に活用することにより、積極的に使用料収入の増収を図り、経営基盤を強化していく。

④ その他経営基盤強化に関する事項

平成21年度に策定した「岩国市市場事業経営健全化計画」に基づく経営基盤強化策の一環として、平成22年度から平成25年度まで、経営アドバイザーによる市場内業者の経営状況の把握や経営相談会を開催してきたが、今後も必要に応じ随時実施することで、市場内業者に対する支援を行っていく。

また、市場まつり、小学校の社会見学及び市場見学会等の一般消費者に本市場を開放する行事の開催を通じ、市場の役割について周知、理解してもらう。更に、平成27年7月に市場関係者及び市を構成員とする「市場活性化委員会」が発足し、市場活性化策の一環として、平成28年7月から毎月第3土曜日に市場一般開放「ふれあい朝市」を開催している。今後も積極的に本市場の活性策の検討を行っていく。

(8) 資金不足比率の見通しとその評価

本事業は、平成4年度における多額の移転建設費の負担が原因となり、長年にわたり資金不足額を抱えることとなった。平成21年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第23条の規定に基づき策定した「岩国市市場事業経営健全化計画」による一般会計から計画的に繰入れを行ったことにより、資金不足額が解消し、本計画は計画期間より1年早い平成24年度をもって完了した。更に平成28年度には、移転建設当時から続いた地方債の償還も完了した。

今後は平成 27 年度から令和元年度にかけて実施した施設整備の財源として充当した地方債の償還が令和元年度から始まることから、この財源の確保に努めるとともに、平成 25 年 9 月の本計画完了報告書で示した「今後の公営企業の経営の方針」を着実に実行し、資金不足額を生じさせない健全な事業運営に努めることとする。

【参考】経営健全化計画完了報告書…《参考資料》4 参照

平成 25 年 9 月市議会定例会 平成 25 年 9 月 3 日提出 報告第 10 号
平成 25 年 9 月 27 日付けで山口県知事あて提出

(9) 資金管理・調達に関する事項

収支計画に基づき、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達に努める。

- ① 平成 27 年度から 5 年間で実施している老朽施設の更新等の建設改良に伴う総費用が、令和元年度をもって確定するにあたり、今後地方債償還計画に基づく当該費用の平準化を図り、健全な事業収支を維持する。
- ② 営業費用に対する基準内（30 パーセント）及び平成 27 年度から実施している施設整備事業に係る地方債の償還費用に対する基準内（元利償還金の 1/2）の一般会計からの繰入金を確保する。
- ③ 平成 28 年度から生じている黒字分（積立金）については、将来必要となる施設整備費等に備え、基金として効果的かつ適切に運用していく。
- ④ 使用料等の料金収入について、収入未済が生じないよう確実に徴収する適切な措置を講じ、健全な事業運営を図る。

(10) 情報公開に関する事項

市民に市場事業を正しく理解してもらうとともに、より良い評価がいただけるよう本計画書を本市ホームページ上に公表する。また、次年度以降の状況については、決算認定が行われる市議会 9 月定例会終了後において、本計画の年次更新を行うとともに、年度ごとの更新状況がわかるよう各年度の計画を本市ホームページ上に掲示するものとする。

(11) その他の重点事項

- ① 今後、公設市場として本事業を行っていく中で、より効率的な運営を図るため、指定管理者制度をはじめとした民間的経営手法の導入など、経営の抜本的な改革についての研究や検討を行う。
- ② 全国公設地方卸売市場協議会等を通じ、他市場との横のつながりを築くことで、本市場が直面する課題の解決策の先進事例、経営改善事例あるいは市場法改正に伴う対応策等についての情報収集及び本市場への活用を積極的に行い、本計画の達成に向けた経営健全化及び効率化の推進を図る。

【参考】全国公設地方卸売市場協議会 R元年度会員数：61 開設者 72 市場

- ③ 令和2年6月21日に「卸売市場法」が改正、施行されるにあたり、これに基づく「岩国市地方卸売市場条例」の改正について、市場取引委員会をはじめとする市場関係者等の意見をよく聴いたうえで、滞りなく適切な手続を行うものとする。

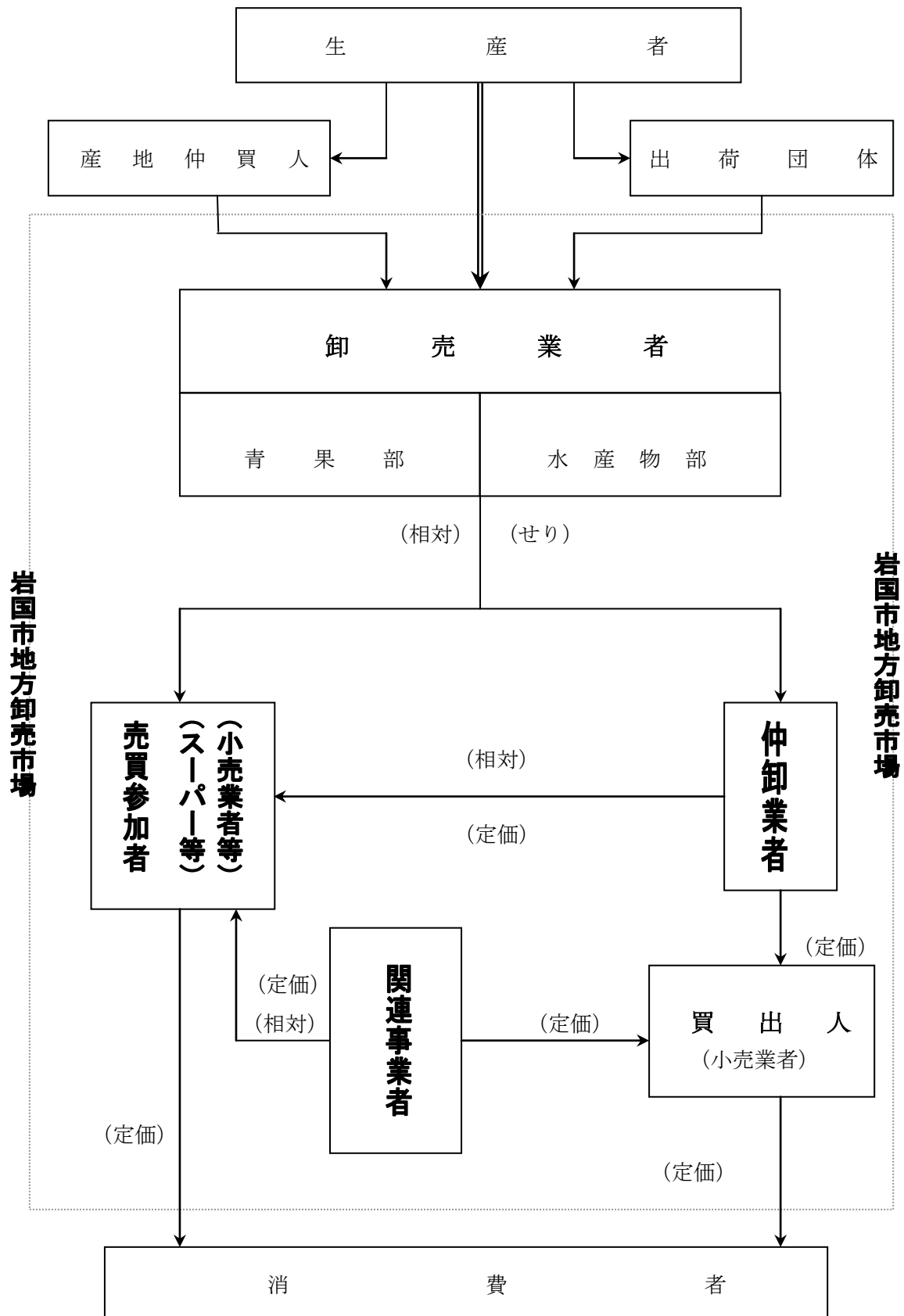
第3 収支見込み

本事業の平成30年度決算時点における収支状況及び収支見込は次のとおり。

【リンク添付】収支計画（市場）【H30 決算・経営計画 R 元更新用】.xls

《参考資料》

1 卸売市場の流通の仕組み



2 岩国市地方卸売市場の取扱状況（全体）

上段：数量【t（千本・束・鉢）】

下段：取扱金額【千円】

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
青果部	野菜	11,502 2,231,327	10,976 2,265,694	10,336 2,290,854	10,184 2,019,163	9,395 1,913,599
	果実	3,418 1,055,067	3,012 1,056,263	2,622 1,019,257	2,638 949,865	2,391 884,751
	花き	(592) 39,126	(515) 39,807	(436) 36,784	(417) 33,402	(366) 27,316
小 計		14,920 3,325,520	13,988 3,361,764	12,958 3,346,895	12,822 3,002,430	11,786 2,825,666
水産物部 鮮魚・加工品		5,963 4,957,566	5,285 4,514,896	3,109 2,890,331	2,115 2,247,919	1,936 2,076,192
仲卸（市場外扱）		447,451	210,738	212,971	189,812	178,004
関連事業店舗		976,009	833,925	906,611	933,674	892,448
合 計		20,883 9,706,546	19,273 8,921,323	16,067 7,356,809	14,938 6,373,835	13,722 5,972,310

3 岩国市地方卸売市場の取扱状況（地場野菜）

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
取扱数量	野菜全体 (t)	11,502	10,976	10,336	10,184	9,395
	地場野菜 (t)	1,263	1,189	1,043	1,136	1,039
	供給率 (%)	11.0	10.8	10.1	11.2	11.1
取扱金額	野菜全体 (千円)	2,231,327	2,265,694	2,290,854	2,019,163	1,913,599
	地場野菜 (千円)	363,937	391,371	364,210	336,276	297,494
	供給率 (%)	16.3	17.3	15.9	16.7	15.6

4 経営健全化計画完了報告書

経営健全化計画完了報告書

山 口 県 岩 国 市
市場事業特別会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 23 条の規定に基づき、平成 21 年度において、平成 25 年度までの経営健全化方針を策定した岩国市市場事業経営健全化計画による岩国市市場事業の経営の健全化が完了したので、同法第 27 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により報告する。

なお、平成 24 年度における経営健全化計画の実施状況及び今後の公営企業の経営の方針は、次のとおりである。

経営健全化計画の平成 24 年度実施状況

第 1 計画と具体的な措置の状況

1 料金その他の収入に関する事項

① 市場経由率の向上による取扱高の維持及び確保

地場野菜の消費拡大や魚食普及を目的とした料理講習会の開催、市場出荷を促進するための産地育成、量販店等における試食販売促進活動の支援等、様々な機会を捉えて地産地消の推進や需要拡大の取組を行うとともに、地場産をはじめとした学校給食の食材を市場から優先的に納入する体制を確立することにより、市場経由率の向上を図り、使用料収入を確保している。

② 空き店舗等の有効活用

平成 21 年度から岩国学校給食センター用地として貸し付けるなど、未利用地を有効に活用するとともに、平成 25 年 1 月から関連事業者として量販店 1 社が新たに入場するなど、空き店舗の解消のため、入場業者の誘致に努め、使用料収入の増収を図っている。

2 費用の削減に関する事項

平成 18 年度以降における経常経費の徹底した見直しにより、平成 24 年度までの各年度で、平成 17 年度と比較して 1～2 割程度を削減した規模で推移しており、今後もこの状態を維持することとしている。

3 一般会計からの繰入金に関する事項

平成 23 年度において、当初計画の 6 億 6,800 万円に、市が旧市場跡地と交換取得した旧山口県岩国総合庁舎跡地の売却益相当分である 7 億 2,000 万円を加え

た合計 13 億 8,800 万円を一般会計から繰り入れたことから、平成 24 年度は、資金不足額を解消するために必要な額である 4 億 186 万 1,000 円を繰り入れることにより、当初計画における完了年度である平成 25 年度より 1 年早い平成 24 年度に資金不足額が解消することとなった。

4 経営基盤強化に関する事項

平成 22 年度から、経営アドバイザーに市場内業者の経営状況の把握や財務内容の分析を依頼し、経営相談体制を整えることで経営基盤の強化を図っている。

また、「市場まつり」や市場見学会の開催を通じて一般消費者に市場を開放し、その役割等について周知し、理解してもらうことで、市場の活性化を図っている。

第 2 資金不足額解消の状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
当初計画 A		450,730	437,576	463,648
解消実績額 B		457,411	446,894	1,194,127
現在計画 C		—	—	—
B-A 又は C-A		6,681	9,318	730,479
資金不足額	2,307,876	1,850,465	1,403,571	209,444

区分 \ 年度	平成 24 年度 (第 4 年度)	計画完了年度 (平成 25 年度)
当初計画 A	472,156	483,766
解消実績額 B	209,444	—
現在計画 C	209,444	—
B-A 又は C-A	△262,712	△483,766
資金不足額	—	—

備考

- 1 計画初年度から当該年度の前年度までは解消実績額を、当該年度については解消実績額と現在計画による額とを、当該年度の翌年度以降については現在計画による額を記載
- 2 計画初年度から当該年度における「B-A 又は C-A」欄には、B-A の額を記載

第3 資金不足比率の状況

(単位：％)

年度 資金不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)		平成 22 年度 (第 2 年度)		平成 23 年度 (第 3 年度)	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	1,492.8	1,220.9	1,264.3	974.7	997.4	657.1	154.9

年度 資金不足比率	平成 24 年度 (第 4 年度)		計画完了年度 (平成 25 年度)	備 考
	計画値	実績値	計画値	
資金不足比率	334.9	0.0	0.0	前年度の繰入金の追加に伴い、算定上の分子である資金不足額が無くなったため

備考

- 1 「計画値」欄には、当初計画値を記載
- 2 「備考」欄には、当該年度の計画値と実績値の差異の理由について記載

第4 その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

1 一般会計からの繰入金に関する事項

平成 23 年度において、計画を上回る追加の繰入れを行ったことから、資金不足額は、計画完了年度である平成 25 年度より 1 年早い平成 24 年度をもって解消することとなったが、平成 28 年度までは地方債の償還が残るため、平成 27 年度まで収支を均衡させるための繰入れを行うこととした。

2 経営基盤強化に関する事項

経営基盤の強化を図るため、既に老朽化により更新時期を迎えている設備等について、計画的に更新していくための基本計画を策定することとした。

また、より効率的な市場運営を図るため、指定管理者制度をはじめとした民間的経営手法の導入など、経営の抜本的な改革についての研究や検討を進めることとした。

今後の公営企業の経営の方針

第1 健全な経営の確保に関する事項

1 収入の増加に関する事項

- ・ 地場野菜の消費拡大や魚食普及の取組等を通じ、市場経由率を向上させ、使用料収入の増収を図る。
- ・ 営業費用及び平成 28 年度まで続く地方債の償還に伴う費用に対する一般会計からの繰入金を確保する。
- ・ 未利用地の有効活用及び空き店舗の解消による使用料収入の増収を図る。

2 支出の削減に関する事項

- ・ 平成 18 年度以降の経常経費は、平成 17 年度と比較して 1 ～ 2 割程度を削減した規模で推移しており、今後もこれを維持する。
- ・ 老朽化により修繕費等がかさむ冷凍・冷蔵、空調等の設備について、収支の状況を見ながら計画的に更新することで、維持管理費の削減を図る。

3 その他

- ・ 今後必要となる老朽設備の更新等の建設改良に伴う費用に備え、この財源確保のための研究や検討を行う。
- ・ 景気低迷に伴う市場内業者の撤退による使用料収入の大幅な減少を食い止め、市場事業を維持していくため、経済情勢や事業の経営状況を見ながら、資金不足額を生じさせない範囲内で使用料単価の見直しを行う。

第2 その他公営企業の経営の合理化に関する事項

より効率的な市場運営を図るため、指定管理者制度をはじめとした民間的経営手法の導入など、経営の抜本的な改革についての研究や検討を行う。